

# 介護老人保健施設ソフィア都筑入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ソフィア都筑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 230 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
  - ② 当施設において定期的実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
  - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
  - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
  - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を金融機関自動口座引き落としで支払うものとします。原則、口座引き落としによる支払いではあるが、他の支払い方法(銀行振込)に変更が可能です。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 ~~当施設は、入所時に保証金を預かる場合は利用者又は身元引受人より同意を得たうえで、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計1ヶ月分相当額15万円をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。~~

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じ

ます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(見守り対策について)

第10条 当施設では、ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関するカメラ・体動センサーを使用するシステム（以下、「見守りシステム」という）の使用を行います。

使用については下記の内容で運用を行います。

見守りシステム使用について、当施設では、人員配置の関係上、無人となる場所が発生します。その際に、ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守りシステムの活用を行います。

**【カメラの使用目的】**

ご入居者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたカメラでのモニターを行います。

**【カメラ及びモニターの使用方法】**

- ①設置場所 ナースコールの操作が難しく、当施設が必要と判断した利用者様
- ②確認方法 サービスステーション内モニターと職員携行端末にて確認
- ③使用時間 24時間

**【データの管理方法】**

画像は、主として職員の不在となる時間にモニターとして使用する事が目的であることから、録画した画像の記録については順次、書ききされることを前提としております。

**【画像の利用制限】**

- ①画像の利用は、安全上の使用目的の範囲で行います。
- ②画像から知り得た情報の使用等については、個人情報保護規定に準じます。

**【ベッド体動センサーの使用目的】**

ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたベッド体動センサーでの察知を行います。

**【ベッド体動センサーの使用方法】**

- ①設置場所 ナースコールの操作が難しく、当施設が必要と判断した利用者様
- ②通知方法 ナースコール連動にて職員携行端末へ通知
- ③使用時間 ご利用者様のベッド臥床時

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 13 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「声の巣箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 14 条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

付 則

この入所利用約款は、2024 年 4 月 1 日より施行する。



<別紙 1>

## 介護老人保健施設ソフィア都筑のご案内

(2024年4月1日現在)

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の名称等

- ・施設名 ソフィア都筑
- ・開設年月日 2009年7月1日
- ・所在地 横浜市都筑区中川1丁目1番地1
- ・電話番号 045-914-8555
- ・ファックス番号 045-914-9557
- ・管理者名 河合 雅毅
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1451080051号)

#### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い居宅における生活への復帰を目指すことを目的とした介護保険施設サービスを提供することを目的とした施設です。

利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

#### (3) 施設の職員体制

職種	配置人員	職種	配置人員
医師	1(人)以上	理学療法士	1(人)以上
薬剤師	0.75以上	言語聴覚士	1以上
看護職員	8.85以上	介護支援専門員	1以上
介護職員	29.26以上	管理栄養士	1以上
支援相談員	2以上	調理員	給食委託業者
作業療法士	3以上	事務員	3以上

#### (4) 職務内容

- ①医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- ②薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- ③看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行います。
- ④介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行います。
- ⑤支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。
- ⑥理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- ⑦管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。
- ⑧ 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。
- ⑨ 事務員は利用者及び家族への案内を行うほか、経理・庶務・総務などの事務を行います。

#### (5) 入所定員等

- ・定員 90名（うち認知症専門棟 40名）
- ・療養室 個室 22室、4人室 17室

#### 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 8時00分～9時00分
  - 昼食 12時00分～13時00分
  - 夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援もを行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリ実施計画書に基づき行います。）
- ⑦ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ レクリエーション
- ⑩ 理美容サービス
- ⑪ 行政手続き代行
- ⑫ その他

\* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。



### 3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
  - ・ 名 称 昭和大学横浜市北部病院
  - ・ 住 所 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1
- ・ 協力歯科医療機関
  - ・ 名 称 中川駅前歯科クリニック
  - ・ 住 所 横浜市都筑区中川 1-10-2 中川センタービル 2 階

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会  
事前予約制による面会。別紙、面会の案内をご確認ください。
- ・ 外出・外泊  
申請用紙が事務所に用意してあります。外出・外泊の都度、外出（泊）先、用件、帰着予定日時などを記載ください。  
※帰所時間につきましては、原則 16：30 までに施設へ戻られるようお願いいたします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み  
所持品、備品等の持ち込みを確認させて頂いています。  
現金、食品、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。カミソリ等の刃物類（カミソリ等）、火物類（ライター等）の持ち込みは禁止しています。  
※上記に記載がないものにつきましても、利用者様・他利用者様に危険があると考えられるものは、ご遠慮いただく場合があります。  
※万が一、紛失した場合も当施設では責任を負いかねます。ご了承ください。
- ・ 差し入れ  
面会時、飲食物の差し入れは、食中毒等の防止により禁止しています。
- ・ その他  
その他、ご不明な点をご遠慮なくお問い合わせください。

### 5. 入所中に提供される医療

介護老人保健施設では、医師、看護師の配置が義務付けられており、入所者に提供するサービスに医療も含まれております。

したがって、入所者に必要な日常的な医療については介護老人保健施設の医師やスタッフが担当することとされており、「不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない」ことになっています（外泊、外出中も同様）。

但し、施設医が入所者の病状をみて、介護老人保健施設では必要な医療を提供することが困難と判断した場合、保健医療機関の医療を受けることとなります。

その際には、施設医と医療機関の医師との間で診療情報を相互に提供し、その情報により適切な診療を行うこととされています。

医療を受ける医療機関については、協力医療機関含めた医療施設となります。

受診した医療施設にて入院となった場合には、当施設を退所となりますが、病状が安定し、再入所が可能な状態となった際には、優先的に入所が出来るよう配慮致します。

6. 非常災害対策

- ・防災設備     スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練     年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話：045-914-8555)

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、3階EVホールに備えつけられた「声の巣箱」から、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

<別紙2>

## 介護老人保健施設サービスについて

(2024年4月1日現在)

### 1. 保険証類の確認

入所時に介護保険証の原本をお預かりさせていただきます。

### 2. 介護保健施設サービス

介護保険施設では施設サービス計画書に基づいてサービスが提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人、利用者の家族、利用者の後見人、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### (1) 医療

介護老人保健施設は要介護者を対象としております。医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

#### (2) リハビリテーション

リハビリテーション室（機能訓練室）及び日常生活の様々な場面を活用して行い、利用者に沿ったリハビリテーション計画、実施します。

#### (3) 栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

#### (4) 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

### 3. 利用料金

#### (1) 施設サービス費

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護によって施設サービス費が異なります。以下は1日あたりの施設サービス費です）

○基本型

	介護保険1割		介護保険2割		介護保険3割	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
1	769円	850円	1,538円	1,700円	2,306円	2,550円
2	818円	904円	1,636円	1,808円	2,454円	2,711円
3	888円	974円	1,776円	1,947円	2,663円	2,920円
4	947円	1,031円	1,893円	2,061円	2,840円	3,091円
5	1,000円	1,085円	1,999円	2,170円	2,998円	3,255円

○強化型

	介護保険 1 割		介護保険 2 割		介護保険 3 割	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
1	845 円	934 円	1,690 円	1,868 円	2,535 円	2,802 円
2	926 円	1,016 円	1,851 円	2,031 円	2,776 円	3,046 円
3	995 円	1,087 円	1,990 円	2,174 円	2,985 円	3,261 円
4	1,056 円	1,150 円	2,112 円	2,299 円	3,168 円	3,448 円
5	1,115 円	1,206 円	2,230 円	2,412 円	3,345 円	3,618 円

◇施設サービス費の他に個々の利用状況に応じ適用される介護保険加算があります。※介護保険加算表参照

(2) その他利用料金（介護保険給付外サービス）

食費：1 日当たり

- ・第 4 段階…1,895 円   ・第 3 段階②…1,360 円   ①…650 円   ・第 2 段階…390 円
- ・第 1 段階…300 円

居住費：1 日当たり

- ・第 4 段階   ○従来型個室…1,910 円   ○多床室…870 円
- ・第 3 段階   ○従来型個室…1,310 円   ○多床室…370 円
- ・第 2 段階   ○従来型個室…490 円   ○多床室…370 円
- ・第 1 段階   ○従来型個室…490 円   ○多床室…0 円

- その他「特別な催事に供する食事代、おやつ代、教養娯楽費等」（その他の介護保険給付外サービスは介護保険給付外サービス参照）

(3) 支払い方法

- ・毎月 20 日までに、前月分の請求書を発行します。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払い方法は原則、金融機関口座自動引き落としになります。

■介護保険加算表

項 目	料 金	1 割	2 割	3 割
初期加算	1 日につき	( I ) 65 円 ( II ) 33 円	( I ) 129 円 ( II ) 65 円	( I ) 193 円 ( II ) 97 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1 日につき	( I ) 37 円 ( II ) 50 円	( I ) 73 円 ( II ) 99 円	( I ) 110 円 ( II ) 148 円
サービス提供体制強化加算	1 日につき	( I ) 24 円 ( II ) 20 円 ( III ) 7 円	( I ) 47 円 ( II ) 39 円 ( III ) 13 円	( I ) 71 円 ( II ) 58 円 ( III ) 20 円
自立支援促進加算	1 月につき	322 円	644 円	965 円
科学的介護推進体制加算	1 月につき	( I ) 43 円 ( II ) 65 円	( I ) 86 円 ( II ) 129 円	( I ) 129 円 ( II ) 193 円
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	1 月につき	( I ) 57 円 ( II ) 36 円	( I ) 114 円 ( II ) 71 円	( I ) 171 円 ( II ) 106 円
短期集中リハビリテーション実施加算	1 日につき	( I ) 277 円 ( II ) 215 円	( I ) 533 円 ( II ) 429 円	( I ) 830 円 ( II ) 644 円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1 日につき	( I ) 258 円 ( II ) 129 円	( I ) 515 円 ( II ) 258 円	( I ) 772 円 ( II ) 368 円
夜勤職員配置加算	1 日につき	26 円	52 円	78 円
認知症ケア加算	1 日につき	82 円	163 円	245 円
認知症専門ケア加算	1 日につき	( I ) 4 円 ( II ) 5 円	( I ) 7 円 ( II ) 9 円	( I ) 10 円 ( II ) 13 円
若年性認知症入所者受入加算	1 日につき	129 円	258 円	386 円
認知症チームケア推進加算	1 月につき	( I ) 161 円 ( II ) 129 円	( I ) 322 円 ( II ) 258 円	( I ) 483 円 ( II ) 386 円
安全対策体制加算	1 回	22 円	43 円	65 円
栄養マネジメント強化加算	1 日につき	12 円	24 円	36 円
療養食加算	1 食につき	7 円	13 円	20 円

再入所時栄養連携加算	1回	215円	429円	644円
経口維持加算	1月につき	(I)429円 (II)118円	(I)858円 (II)215円	(I)1,287円 (II)322円
経口移行加算	1日につき	30円	60円	90円
口腔衛生管理加算	1月につき	(I)97円 (II)118円	(I)193円 (II)236円	(I)290円 (II)354円
協力医療機関連携加算	1月につき	(I)108円 *2024年度まで 54円 (II)6円	(I)215円 *2024年度まで 108円 (II)11円	(I)322円 *2024年度まで 161円 (II)16円
地域連携診療計画情報提供加算	1回	322円	644円	965円
かかりつけ医連携薬剤調整加算	1回	(I)イ 150円 (I)ロ 75円 (II)258円 (III)108円	(I)イ 300円 (I)ロ 150円 (II)515円 (III)215円	(I)イ 450円 (I)ロ 225円 (II)772円 (III)322円
所定疾患施設療養費	1日につき	(I)257円 (II)515円	(I)513円 (II)1,029円	(I)769円 (II)1,544円
高齢者施設等感染対策向上加算	1月につき	(I)11円 (II)6円	(I)22円 (II)11円	(I)33円 (II)16円
新興感染症等施設療養費	1日につき	258円	515円	772円
緊急時治療管理	1日につき	556円	1,111円	1,666円
特定治療	医療診療報酬点数に10円乗じた金額			
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき	215円	429円	644円
褥瘡マネジメント加算	1月につき	(I)4円 (II)14円	(I)7円 (II)28円	(I)10円 (II)42円
排せつ支援加算	1月につき	(I)11円 (II)16円 (III)22円	(I)22円 (II)32円 (III)43円	(I)33円 (II)48円 (III)65円

生産性向上推進体制加算	1月につき	(I)108円 (II)11円	(I)215円 (II)22円	(I)322円 (II)33円
入所前後訪問指導加算	1回	(I)483円 (II)515円	(I)965円 (II)1,029円	(I)1,448円 (II)1,544円
外泊時	1日につき	388円	776円	1,164円
外泊時（在宅サービス利用する場合）	1日につき	858円	1,716円	2,573円
ターミナルケア加算	45～31日	78円	155円	232円
	30～4日	172円	343円	515円
	3～2日	976円	1,951円	2,927円
	死亡日	2,037円	4,074円	6,111円
介護職員処遇改善加算 2024/5/31まで	算定額＝所定単位数(1月にかかる単位数)×加算率(3.9%)×地域単価(10.72)×自己負担割合			
介護職員等特定処遇改善加算 2024/5/31まで	算定額＝所定単位数(1月にかかる単位数)×加算率(1.7%)×地域単価(10.72)×自己負担割合			
介護職員等ベースアップ等 支援加算 2024/5/31まで	算定額＝所定単位数(1月にかかる単位数)×加算率(0.8%)×地域単価(10.72)×自己負担割合			
介護職員等処遇改善加算 2024/6/1から	算定額＝所定単位数(1月にかかる単位数)×加算率(2.3～7.5%)×地域単価(10.72)×自己負担割合			
試行的退所時指導加算	1回	429円	858円	1,287円
退所時情報提供加算	1回	(I)536円 (II)268円	(I)1,072円 (II)536円	(I)1,608円 (II)804円
入退所前連携加算	1回	(I)644円 (II)429円	(I)1,287円 (II)858円	(I)1,930円 (II)1,287円
訪問看護指示加算	1回	322円	644円	965円
退所時栄養情報連携加算	1回	75円	150円	225円

◇ 介護保険加算表にある加算全てが施設入所中に算定されるわけではありません。ご利用者様によって加算内容が異なります。

■その他利用料料金（介護保険給付外サービス）（税込み）

		料金	業者洗濯	衣類レンタル	その他提供する品
日用品	A セット	891 円/日	あり	あり	バスタオル、フェイスタオル、 オシボリ、ティッシュ、 ペーパータオル、ハンドソープ、 ハンドクリーム、綿棒、 ボディーソープ、 リンスインシャンプーなど 保湿ローション 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨き 粉等）、コップもしくは 入れ歯洗浄剤、入れ歯ケースなど
	B セット	575 円/日	あり	なし	
	C セット	367 円/日	なし	なし	

◇日用品セットは個別選択も可能です。

◇日用品セットは（株）アメニティへ外部委託しております。料金につきましては施設利用料とは別に口座引き落としでのお支払いとなります。

項目	金額	項目	金額
教養娯楽	154 円/日	新聞・雑誌	実費
特別な催事に供する食事	実費	特別室（一般棟のみ）	4,011 円/日
おやつ	154 円/日	診断書作成料	3,300～4,400 円
理美容	実費	その他健康診断書等書類作成	実費
写真	実費	診断書作成に必要な検査	実費
嗜好品代	実費	健康管理	実費
くもん学習療法	3,080 円	死亡処置費	11,000 円
文章作成料	2,000 円+5 円/枚	領収書再発行手数料	220 円/枚
		情報開示請求	実費



<別紙3>

## 個人情報の利用目的

(2021年4月1日現在)

介護老人保健施設ソフィア都筑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### □【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 「介護老人保健施設内部での利用目的」

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 「介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - ・入退所等の管理
  - ・会計、経理
  - ・事故等の報告
  - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 「他の事業者等への情報提供を伴う利用目的」

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
  - ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
  - ・保険事務の委託
  - ・審査支払機関へのレセプトの提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### □【上記以外の利用目的】

#### 「当施設の内部での利用に係る利用目的」

- 当施設の管理運営業務のうち
  - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ・当施設において行われる学生の実習への協力
  - ・当施設において行われる事例研究

#### 「他の事業者等への情報提供に係る利用目的」

- 当施設の管理運営業務のうち
  - ・外部監査機関への情報提供



# 介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設ソフィア都筑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

医療法人 社団 ピーエムエー 理事長 殿

介護老人保健施設ソフィア都筑 施設長 殿

年 月 日

<利用者>

住 所 〒

氏 名

<利用者の身元引受人>

住 所 〒

氏 名

## 【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

フリガナ		
氏 名	(続柄 )	
住 所	〒	
電話番号	自宅)	携帯)

## 【本約款第 10 条 3 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

フリガナ		
氏 名	(続柄 )	
住 所	〒	
電話番号	自宅)	携帯)